

令和3年 7月 1日

防火対象物関係者の皆様へ

消火器の破裂事故に係る注意喚起について

先般、兵庫県姫路市において、火災の際に使用した点検未実施の消火器(1989年製造)が破裂し、初期消火を行っていた従業員が負傷する事故が発生しました。また、昨年、愛知県名古屋市においても、初期消火を行っていた従業員が負傷する同様の事故が発生しているところ(別添参照)。

消火器のうち、製造年から10年を経過したもの又は本体容器に腐食等が認められたものについて、耐圧性能に関する点検を実施することとされています。点検を実施していない場合は、火災時にその機能を有効に発揮できないおそれがあることはもとより、特に、加圧式の消火器で製造年から10年を経過したものについては、破裂等の重大な事故につながるおそれが高くなります。消火器の取扱いについては次の事項に注意し、維持管理につとめてください。

- 平成23年1月1日より前に製造された消火器等については、令和3年12月31日までの間に、改正後の消火器の技術上の規格に適合した消火器に交換する必要があります。なお、当該期間内に交換しない場合は、令和4年1月1日以降、消防法施行令第30条違反となります。
- 消防用設備等の設置義務のある対象物は、点検及び消防署への報告が義務づけられているとともに、当該規定に違反する者は、消防法第44条第11号の規定等による罰則の対象となります。
- 消火器は、通行又は避難に支障が無く、かつ、消火薬剤が凍結、変質等のおそれの少ない場所で、使用に際して容易に持ち出すことができる位置に設置する必要があります。特に、本体容器又はその他の部品の腐食が著しく促進されるような場所(化学工場、メッキ工場、温泉地等)、著しく湿気の多い箇所(厨房等)、たえず潮風又は雨雪にさらされている箇所等に設置されているものは、消火器BOX内に保管する等、適当な防護措置を講じてください。
- 著しい腐食等が認められるものは、破裂事故のおそれが高いことから、直ちに当該消火器の使用を中止し、人が触れることの無いよう必要な措置を講じるとともに、速やかに交換等をしてください。
- 防火管理者を定めるべき防火対象物の管理について権原を有する者は、消防計画に基づく消防用設備等の点検等、防火管理者に必要な業務を行わせてください。

問合せ先
津山市林田 95
津山圏域消防組合消防本部予防課
違反是正係 担当: 芦田・上山
電話: 0868-31-1262

火災の際に使用した点検未実施消火器の破裂事故の発生状況

事故発生年月		場所	人的被害		機種型式	製造年	製造年 経過年数	事故概要
令和 2	3	愛知県 名古屋市	負傷者	1名	ABC 粉末 加圧式	2000	20	飲食店厨房内において、集積した油かすから炎が立ち上ったことから、テナント関係者が厨房内に設置していた消火器を用いて初期消火を試みたところ、消火器が破裂し、容器が顔面に当たり負傷したものの。 なお、破裂した消火器の底部は腐食しており、点検も未実施であった。
3	5	兵庫県 姫路市	負傷者	1名	ABC 粉末 加圧式	1989	32	事業所内のブレーカーから出火していたことから、従業員が消火器を用いて初期消火を試みたところ、消火器が破裂し、容器が胸部に当たり負傷したものの。 なお、破裂した消火器の底部は腐食しており、点検も未実施であった。

旧規格消火器は 2021年12月31日 までに交換が必要です。



適応火災のマークが
「文字表示」の消火器は、
新規格消火器に 2021年12月31日
までに交換してください！



適応火災の表示が「文字表示」の 2010 年製以前の消火器を設置できるのは 2021 年 12 月 31 日までです。
2022 年 1 月 1 日以降は消火器として認められなくなりますので、交換・リサイクルをお願いします。

安心・安全が全て
一般社団法人 日本消火器工業会

日進工業 株式会社 | 日本ドライケミカル 株式会社 | 株式会社 初田製作所 | 株式会社 丸山製作所 | 三洋工業 株式会社
モリタ富田工業 株式会社 | 株式会社 モリタユージー | ヤマトプロテック 株式会社
*日本消火器工業会 正会員メーカー 50 名順

旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

2011年1月1日に消火器の規格省令が改正されたことにより、旧規格の消火器は2021年12月31日を過ぎると消火器として認められなくなりますので、早めの交換をお願いします。

適応火災マークを 確認してください！



文字表示の消火器は、
交換が必要です。

絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。



普通
火災用

油
火災用

電気
火災用



普通火災用

油火災用

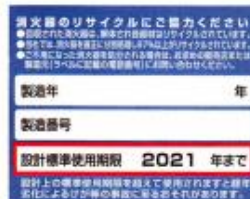
電気火災用

適応火災のマーク

消火器の設計標準使用期限はおおむね 10 年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。



ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」（消火器販売店等）または「指定引取場所」（メーカー営業所等）へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話（03-5829-6773）でご確認できます。



廃棄窓口はスマホで検索



一般社団法人 日本消火器工業会
〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-15-7
TEL : 03-3866-6258
FAX : 03-3864-5265
www.jfema.or.jp

